

障害者総合支援法の見直しに関する意見

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 会長 久保 厚子



I 地域における障害者支援について

(1) 重度障害への対応では、加齢児対応も含めた実効性のある強度行動障害児者の地域生活支援を実現する法改正等が必要と考える。一例として、強度行動障害支援ナショナルセンター（地域センター）を法定化するとともに、重度障害者等包括支援（重度包括）の支援区分「4」以上の強度行動障害児者への対象拡大、訓練等給付費への重度包括相当サービス新設、重度訪問介護の障害児への対象拡大など。また、行動障害については障害支援区分の軽度化を報酬評価する仕組みも導入すべき。加えて、累犯障害者への支援についても何らかの法的位置づけが必要。

(2) 地域生活の選択肢を増やすため、グループホームの居宅介護個別利用を恒久化するとともにサテライト型の利用期限を撤廃し、あわせて自立生活援助と地域定着支援相談を統合すべき。これに伴い、特定相談と一般相談の再編も必要と考える。なお、地域生活支援事業については明らかに個別給付的なサービスが混在している。少なくとも移動支援と日中一時支援は個別給付化するか、事業全体を補助金から交付金へ転換すべき。

(3) 障害者の高齢化への対応では、共生型類型の推進が不可欠であり、現状の入所施設における高齢化状況を踏まえ、入所者も介護保険料を負担することを前提に障害者支援施設にも共生型類型を設定することも検討すべき。その際には、あわせて「新たな高額障害福祉サービス費」の対象設定も見直す必要がある。

II 障害児支援について

(1) 障害児支援のあり方については、国連の「子どもの権利条約」にも掲げられている家庭における養育や保護者支援、児童の最善の利益等に基づき抜本的な見直しが不可欠である。

(2) 両施設の現状を踏まえ、障害児入所施設と児童養護施設の統合も検討すべきと考える。

障害者総合支援法の見直しに関する意見

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 会長 久保 厚子



Ⅱ 障害児支援について (つづき)

(3) 障害児通所支援については、放課後等デイサービス(放デイ)を小学生向けと中高校生向けに区分した上で、小学生については放課後児童クラブの利用を原則として、事業所指定については放課後児童クラブと相互に併設できる仕組み(児童の共生型)としてはどうか。なお、放デイについては中卒で進学しなかった17歳までの児童の扱いも検討する必要がある。また、児童発達支援については発達に極めて重要な時期である未就学児を主な対象としており、事業所の指定や運営に関して市町村が主体的に関与することを法定化すべき。

(4) インクルーシブな保育・教育を推進するため、保育所等訪問支援の名称を変更し、たとえば学習塾やスポーツクラブといった民間施設にも派遣可能なサービスとする一方、学習支援やスポーツ、アート活動などを主に提供する放デイについては一定の規制を設けるべき。

Ⅲ 障害者の就労支援について

(1) 就労系サービスを含め、通所系サービスの抜本的な見直しが不可欠である。報酬改定で設定された就労継続支援から一般就労した場合の加算と就労移行支援における標準利用期間との関係、工賃非連動型継続B型と高工賃生活介護との関係などを踏まえた検討をすべき。

(2) 雇用と福祉の連携強化を図る観点からは、障害者雇用促進法に基づく納付金の使途を再検討することを前提として、雇用施策と福祉施策で位置付けや経費負担を抜本的に見直すべき。

Ⅳ その他

(1) 利用者負担のあり方については、障害児の利用者負担設定(特に上限4,600円の階層)が逆進性の高い状況にあるため、きめ細かい負担設定も必要ではないか。